

平成22年6月18日
第2189号
毎週火・金曜日発行

秋田県公報



目次

規 則

- 知事に提出する申請書等のあて先表記の変更に伴う関係規則の整理に関する規則（30・総務課）……………1
- 告 示
- 生活保護法による指定医療機関の事業の廃止（299・福祉政策課）……………9
- 生活保護法による医療機関の指定（300・福祉政策課）……………9
- 生活保護法による指定医療機関の変更（301・福祉政策課）……………10
- 生活保護法による介護機関の指定（302・福祉政策課）……………10
- 生活保護法による指定介護機関の変更（303・福祉政策課）……………11
- 保安林予定森林の指定通知（304・森林整備課）……………11
- 既存の大規模小売店舗の変更に伴う届出（305・商業貿易課）……………12
- 建設業の許可の取り消し（306・雄勝地域振興局総務企画部）……………13
- 公 告
- 公の施設の指定管理者の募集（森林整備課）……………14
- 一般競争入札の実施（地域産業振興課）……………15
- 選挙管理委員会告示
- 公職選挙執行規程の一部を改正する規程（54）……………16
- 公安委員会告示
- 猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会の実施（65・生活環境課）……………17

規 則

知事に提出する申請書等のあて先表記の変更に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。
平成二十二年六月十八日

秋田県知事 佐竹 敬久

秋田県規則第三十号

知事に提出する申請書等のあて先表記の変更に伴う関係規則の整理に関する規則
(秋田県聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部改正)

第一条 秋田県聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則(平成六年秋田県規則第五十二号)の一部を次のように改正する。

様式第二号、様式第四号及び様式第五号中「秋田県知事 様」を「(あて先)秋田県知事」に改める。

様式第六号中「 様」を「(あて先)」に改める。

様式第七号中「 |

月 日 |」を「 | 様
年 月 日 |」に改める。

様式第八号中「秋田県知事 様」を「(あて先)秋田県知事」に改める。

様式第十号中「 様」を「(あて先)」に改める。

様式第十一号中「 |

年 月 日 |」を「 | 様
年 月 日 |」に改める。

様式第十四号及び様式第十六号中「 様」を「(あて先)」に改める。

(秋田県表彰規則の一部改正)

第二条 秋田県表彰規則(昭和四十三年秋田県規則第二十号)の一部を次のように改正する。

年

様式第一号中「秋田県知事 様」を「(あて先)秋田県知事」に改める。

(職員の退職手当に関する条例の規定に基づき意見の聴取の手續に関する規則の一部改正)

第三条 職員の退職手当に関する条例の規定に基づき意見の聴取の手續に関する規則(平成二十一年秋田県規則第四十四号)の一部を次のように改正する。

様式第二号、様式第四号及び様式第五号中「秋田県知事 様」を「(あて先)秋田県知事」に改める。

様式第六号中「 様」を「(あて先)」に改める。

様式第七号中「

月 日」を「 様
年 月 日」に改める。

様式第八号中「秋田県知事 様」を「(あて先)秋田県知事」に改める。

様式第十号中「 様」を「(あて先)」に改める。

様式第十一号中「

年 月 日」を「 様
年 月 日」に改める。

様式第十四号及び様式第十六号中「 様」を「(あて先)」に改める。

(秋田県退職年金等および退職一時金等に関する条例施行規則の一部改正)

第四条 秋田県退職年金等および退職一時金等に関する条例施行規則(昭和三十一年秋田県規則第四十三号)の一部を次のように改正する。

様式第一号から様式第四号まで、様式第十号から様式第十二号まで、様式第十四号、様式第十六号から様式第十八号まで及び様式第二十号から様式第三十二号まで中「秋田県知事 様」を「(あて先)秋田県知事」に改める。

(秋田県退職年金等および退職一時金等の基礎となるべき在職期間の通算に関する条例施行規則の一部改正)

第五条 秋田県退職年金等および退職一時金等の基礎となるべき在職期間の通算に関する条例施行規則(昭和三十一年秋田県規則第四十四号)の一部を次のように改正する。

様式第一号から様式第六号まで中「 様」を「 様」に改める。

様式第七号中「秋田県知事 様」を「(あて先)秋田県知事」に改める。

(秋田県県税条例施行規則の一部改正)

第六条 秋田県県税条例施行規則(昭和三十九年秋田県規則第十五号)の一部を次のように改正する。

様式第八号その一、様式第十一号、様式第十三号、様式第十七号から様式第二十四号まで、様式第二十六号及び様式第二十八号中「 様」を「 様」に改める。

様式第五十六号、様式第五十八号の二及び様式第五十八号の三中「秋田県 地域振興局 様」を「(あて先)秋田県 地域振興局」に改める。

様式第六十一号中「 地域振興局 様」を「(あて先)秋田県 地域振興局」に改める。

(秋田県県税事務取扱規則の一部改正)

第七条 秋田県県税事務取扱規則(昭和三十九年秋田県規則第十六号)の一部を次のように改正する。

様式第一号中「秋田県 地域振興局現金取扱員」を「(あて先)秋田県 地域振興局現金取扱員」に改め、「 様」を削る。

(秋田県産業廃棄物税条例施行規則の一部改正)

第八条 秋田県産業廃棄物税条例施行規則(平成十五年秋田県規則第六十三号)の一部を次のように改正する。

様式第三号から様式第五号まで、様式第七号から様式第九号まで、様式第十一号及び様式第十三号から様式第十六号まで中「秋田県 地域振興局 様」を「(あて先)秋田県 地域振興局」に改める。

(過疎地域における県税の課税免除に関する条例施行規則の一部改正)

第九条 過疎地域における県税の課税免除に関する条例施行規則(平成十二年秋田県規則第百号)の一部を次のように改正する。

様式第二号及び様式第三号中「秋田県 地域振興局 様」を「(あて先)秋田県 地域振興局」に改める。

(半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例施行規則の一部改正)

第十条 半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例施行規則(平成元年秋田県規則第十二号)の一部を次のように改正する。

様式第二号中「秋田県 地域振興局 様」を「(あて先)秋田県 地域振興局」に改める。

年

(特定非営利活動法人に対する県税の課税免除に関する条例施行規則の一部改正)

第十一条 特定非営利活動法人に対する県税の課税免除に関する条例施行規則(平成十五年秋田県規則第三十五号)の一部を次のように改正する。

様式第一号中「秋田県 県税課税課税課」を「(あて先)秋田県 県税課税課税課」に改める。

(住民基本台帳法施行細則の一部改正)

第十二条 住民基本台帳法施行細則(平成十四年秋田県規則第五十号)の一部を次のように改正する。

様式第二号及び様式第三号中「秋田県知事 課」を「(あて先)秋田県知事」に改める。

(特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部改正)

第十三条 特定非営利活動促進法施行条例施行規則(平成十年秋田県規則第八十一号)の一部を次のように改正する。

様式第一号から様式第十一号まで中「秋田県知事 課」を「(あて先)秋田県知事」に改める。

(行旅病人および行旅死亡人取扱規則の一部改正)

第十四条 行旅病人および行旅死亡人取扱規則(昭和三十三年秋田県規則第五十九号)の一部を次のように改正する。

様式第三号及び様式第四号中「課」を「課」に改める。

(精神障害者入院費用徴収規則の一部改正)

第十五条 精神障害者入院費用徴収規則(昭和五十七年秋田県規則第三十六号)の一部を次のように改正する。

様式第三号中「秋田県知事 課」を「(あて先)秋田県知事」に改める。

(秋田県精神保健福祉センター管理規則の一部改正)

第十六条 秋田県精神保健福祉センター管理規則(昭和五十四年秋田県規則第三十二号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「秋田県知事 課」を「(あて先)秋田県知事」に改める。

(秋田県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部改正)

第十七条 秋田県心身障害者扶養共済制度条例施行規則(昭和四十五年秋田県規則第三十七号)の一部を次のように改正する。

様式第一号及び様式第二号中「秋田県知事 課」を「(あて先)秋田県知事」に改める。

様式第六号、様式第九号、様式第十二号、様式第十八号、様式第二十三号、様式第二十五号の二及び様式第二十六号から様式第三十二号まで中「秋田県知事 課」を「(あて先)秋田県知事」に改める。

(秋田県母子家庭児童の身元保証に関する条例施行規則の一部改正)

第十八条 秋田県母子家庭児童の身元保証に関する条例施行規則(昭和三十五年秋田県規則第二十三号)の一部を次のように改正する。

様式第一号中「秋田県知事 課」を「(あて先)秋田県知事」に改める。

様式第三号及び様式第三号の二中「課」を「課」に改める。

様式第四号中「秋田県知事 課」を「(あて先)秋田県知事」に改める。

様式第六号中「課」を「課」に改める。

様式第七号中「秋田県知事 課」を「(あて先)秋田県知事」に改める。

様式第九号中「課」を「課」に改める。

様式第十号中「秋田県知事 課」を「(あて先)秋田県知事」に改める。

様式第十一号中「課」を「課」に改める。

(秋田県母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付規則の一部改正)

第十九条 秋田県母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付規則(昭和四十年秋田県規則第五十九号)の一部を次のように改正する。

様式第一号から様式第三号まで、様式第五号から様式第七号まで、様式第九号から様式第十一号まで、様式第十三号及び様式第十五号中「 貸付事務所 課」を「(あて先) 福祉事務所」に改める。

様式第十七号中「秋田県知事 課」を「(あて先)秋田県知事」に改める。

様式第十九号、様式第二十一号から様式第二十三号まで及び様式第二十五号から様式第三十六号まで中「 貸付事務所 課」を「(あて先) 福祉事務所」に改める。

(児童虐待の防止等に関する法律施行細則の一部改正)

第二十条 児童虐待の防止等に関する法律施行細則(平成十三年秋田県規則第五号)の一部を次のように改正する。

様式第五号中「秋田県 児童虐待課 課」を「(あて先)秋田県 児童虐待課」に改める。

(栄養士法施行細則の一部改正)

第二十一条 栄養士法施行細則(昭和三十年秋田県規則第三号)の一部を次のように改正する。

様式第一号から様式第五号まで中「秋田県知事 課」を「(あて先)秋田県知事」に改める。

(調理師法施行細則の一部改正)

第二十二条 調理師法施行細則(昭和三十四年秋田県規則第三十四号)の一部を次のように改正する。

様式第一号から様式第六号まで中「秋田県知事 森」を「(あて先) 秋田県知事」に改める。

(秋田県立衛生看護学院条例施行規則の一部改正)

第二十三条 秋田県立衛生看護学院条例施行規則(平成二十年秋田県規則第二十号)の一部を次のように改正する。

様式第一号及び様式第二号中「秋田県立衛生看護学院長 森」を「(あて先) 秋田県立衛生看護学院長」に改める。

(歯科技工士法施行細則の一部改正)

第二十四条 歯科技工士法施行細則(昭和三十二年秋田県規則第十四号)の一部を次のように改正する。

様式第一号から様式第五号まで及び様式第七号中「秋田県知事 森」を「(あて先) 秋田県知事」に改める。

(秋田県看護職員修学資金貸与条例施行規則の一部改正)

第二十五条 秋田県看護職員修学資金貸与条例施行規則(昭和三十七年秋田県規則第四十二号)の一部を次のように改正する。

様式第一号、様式第二号、様式第七号から様式第九号まで、様式第十一号、様式第十三号及び様式第十五号から様式第二十四号まで中「秋田県知事 森」を「(あて先) 秋田県知事」に改める。

(薬剤師法施行細則の一部改正)

第二十六条 薬剤師法施行細則(昭和三十八年秋田県規則第九号)の一部を次のように改正する。

様式第一号及び様式第二号中「厚生労働大臣 森」を「(あて先) 厚生労働大臣」に改める。

(あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行細則の一部改正)

第二十七条 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行細則(昭和三十二年秋田県規則第三十九号)の一部を次のように改正する。

様式第一号から様式第六号まで中「秋田県知事 森」を「(あて先) 秋田県知事」に改める。

(柔道整復師法施行細則の一部改正)

第二十八条 柔道整復師法施行細則(昭和四十六年秋田県規則第四十五号)の一部を次のように改正する。

様式第一号から様式第三号まで中「秋田県知事 森」を「(あて先) 秋田県知事」に改める。

(乗事法施行細則の一部改正)

第二十九条 乗事法施行細則(昭和三十八年秋田県規則第二十四号)の一部を次のように改正する。

様式第一号及び様式第三号から様式第五号まで中「秋田県知事 森」を「(あて先) 秋田県知事」に改める。

(毒物及び劇物取締法施行細則の一部改正)

第三十条 毒物及び劇物取締法施行細則(昭和四十九年秋田県規則第一号)の一部を次のように改正する。

様式第一号、様式第三号から様式第七号まで、様式第九号から様式第十二号まで及び様式第十四号から様式第十七号まで中「秋田県知事 森」を「(あて先) 秋田県知事」に改める。

(覚せい剤取締法施行細則の一部改正)

第三十一条 覚せい剤取締法施行細則(昭和三十年秋田県規則第三十四号)の一部を次のように改正する。

様式第一号から様式第十二号まで中「秋田県知事 森」を「(あて先) 秋田県知事」に改める。

(秋田県交通指導員交通災害見舞金支給条例施行規則の一部改正)

第三十二条 秋田県交通指導員交通災害見舞金支給条例施行規則(昭和四十六年秋田県規則第十六号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「秋田県知事 森」を「(あて先) 秋田県知事」に改める。

(秋田県民の消費生活の安定及び向上に関する条例施行規則の一部改正)

第三十三条 秋田県民の消費生活の安定及び向上に関する条例施行規則(昭和五十一年秋田県規則第十六号)の一部を次のように改正する。

様式第一号から様式第五号まで中「秋田県知事 森」を「(あて先) 秋田県知事」に改める。

(秋田県環境影響評価条例施行規則の一部改正)

第三十四条 秋田県環境影響評価条例施行規則(平成十二年秋田県規則第百六号)の一部を次のように改正する。

様式第一号から様式第四号まで中「秋田県知事 森」を「(あて先) 秋田県知事 市野村長」に改める。

様式第五号中「秋田県知事 森」を「(あて先) 秋田県知事」に改める。

様式第六号及び様式第七号中「秋田県知事 森」を「(あて先) 秋田県知事 市野村長」に改める。

様式第八号中「秋田県知事 森」を「(あて先) 秋田県知事」に改める。

様式第九号から様式第十八号まで中「秋田県知事 森」を「(あて先) 秋田県知事 市野村長」に改める。

(秋田県公害紛争処理条例施行規則の一部改正)

第三十五条 秋田県公害紛争処理条例施行規則(昭和五十六年秋田県規則第五十六号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「**秋田県知事 様**」を「**(あて先) 秋田県知事**」に改める。

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部改正)

第三十六条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則(昭和五十六年秋田県規則第四十九号)の一部を次のように改正する。

様式第二号の二から様式第三号まで、様式第五号から様式第九号まで及び様式第十三号中「**秋田県知事 様**」を「**(あて先) 秋田県知事**」に改める。

(秋田県県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例施行規則の一部改正)

第三十七条 秋田県県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例施行規則(平成十五年秋田県規則第六十五号)の一部を次のように改正する。

様式第一号、様式第二号及び様式第四号中「**秋田県知事 様**」を「**(あて先) 秋田県知事**」に改める。

(秋田県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部改正)

第三十八条 秋田県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則(昭和六十年秋田県規則第三十三号)の一部を次のように改正する。

様式第一号から様式第三号まで、様式第五号及び様式第六号中「**秋田県知事 様**」を「**(あて先) 秋田県知事**」に改める。

(旅館業法施行細則の一部改正)

第三十九条 旅館業法施行細則(昭和二十四年秋田県規則第二十八号)の一部を次のように改正する。

様式第三号から様式第七号まで中「**秋田県知事 様**」を「**(あて先) 秋田県知事**」に改める。

(公衆浴場法施行細則の一部改正)

第四十条 公衆浴場法施行細則(昭和五十四年秋田県規則第五十一号)の一部を次のように改正する。

様式第一号から様式第五号まで中「**秋田県知事 様**」を「**(あて先) 秋田県知事**」に改める。

(理容師法施行細則の一部改正)

第四十一条 理容師法施行細則(昭和二十三年秋田県規則第二十五号)の一部を次のように改正する。

様式第一号から様式第四号まで中「**秋田県知事 様**」を「**(あて先) 秋田県知事**」に改める。

(美容師法施行細則の一部改正)

第四十二条 美容師法施行細則(昭和二十三年秋田県規則第二十六号)の一部を次のように改正する。

様式第一号から様式第四号まで中「**秋田県知事 様**」を「**(あて先) 秋田県知事**」に改める。

(クリーニング業法施行細則の一部改正)

第四十三条 クリーニング業法施行細則(昭和三十一年秋田県規則第六号)の一部を次のように改正する。

様式第二号から様式第十二号まで中「**秋田県知事 様**」を「**(あて先) 秋田県知事**」に改める。

(興行場法施行細則の一部改正)

第四十四条 興行場法施行細則(昭和五十九年秋田県規則第五十号)の一部を次のように改正する。

様式第一号から様式第五号まで中「**秋田県知事 様**」を「**(あて先) 秋田県知事**」に改める。

(墓地、埋葬等に関する法律施行細則)

第四十五条 墓地、埋葬等に関する法律施行細則(昭和五十六年秋田県規則第五十号)の一部を次のように改正する。

様式第一号から様式第七号まで中「**秋田県知事 様**」を「**(あて先) 秋田県知事**」に改める。

(狂犬病予防法施行細則の一部改正)

第四十六条 狂犬病予防法施行細則(昭和二十六年秋田県規則第六号)の一部を次のように改正する。

様式第一号中「**秋田県知事 様**」を「**(あて先) 秋田県知事**」に改める。

(食品衛生法施行細則の一部改正)

第四十七条 食品衛生法施行細則(昭和三十三年秋田県規則第七号)の一部を次のように改正する。

様式第一号中「**秋田県知事 様**」を「**(あて先) 秋田県知事**」に改める。

様式第二号から様式第六号まで及び様式第九号から様式第十二号まで中「**秋田県 保健所長 様**」を「**(あて先) 秋田県 保健所長**」に改める。

(製菓衛生師法施行細則の一部改正)

第四十八条 製菓衛生師法施行細則(昭和四十二年秋田県規則第十四号)の一部を次のように改正する。

様式第一号から様式第六号まで中「**秋田県知事 様**」を「**(あて先) 秋田県知事**」に改める。

(と畜場法施行細則の一部改正)

第四十九条 と畜場法施行細則(昭和二十九年秋田県規則第二十七号)の一部を次のように改正する。

様式第一号から様式第九号まで中「**秋田県知事 様**」を「**(あて先) 秋田県知事**」に改める。

(化製場等に関する法律施行細則の一部改正)

第五十条 化製場等に関する法律施行細則(昭和五十九年秋田県規則第五十一号)の一部を次のように改正する。

様式第一号から様式第九号まで中「**秋田県知事 様**」を「**(あて先) 秋田県知事**」に改める。

(食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部改正)

第五十一条 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則(平成三年秋田県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

様式第一号から様式第十二号まで中「秋田県知事 様」を「(あて先)秋田県知事」に改める。

(水道法施行細則の一部を改正する規則)

第五十二条 水道法施行細則(昭和三十五年秋田県規則第三十号)の一部を次のように改正する。

様式第一号、様式第五号、様式第六号、様式第八号、様式第九号、様式第十一号、様式第十四号から様式第十六号まで、様式第十八号から様式第二十一号の二まで及び様式第二十三号から様式第二十七号まで中「秋田県知事 様」を「(あて先)秋田県知事」に改める。

(秋田県小規模水道条例施行規則の一部を改正する規則)

第五十三条 秋田県小規模水道条例施行規則(昭和三十五年秋田県規則第三十一号)の一部を次のように改正する。

様式第一号、様式第五号、様式第六号及び様式第八号から様式第十号まで中「秋田県知事 様」を「(あて先)秋田県知事」に改める。

(秋田県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則)

第五十四条 秋田県自然環境保全条例施行規則(昭和四十九年秋田県規則第二十一号)の一部を次のように改正する。

様式第二号から様式第六号まで、様式第八号及び様式第九号中「秋田県知事 様」を「(あて先)秋田県知事」に改める。

(秋田県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則)

第五十五条 秋田県立自然公園条例施行規則(昭和三十八年秋田県規則第二十六号)の一部を次のように改正する。

様式第一号から様式第九号の十まで中「秋田県知事 様」を「(あて先)秋田県知事」に改める。

(秋田県環境と文化のむら条例施行規則の一部を改正する規則)

第五十六条 秋田県環境と文化のむら条例施行規則(平成七年秋田県規則第十七号)の一部を次のように改正する。

様式第一号から様式第三号まで中「秋田県知事 様」を「(あて先)秋田県知事」に改める。

(鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則)

第五十七条 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則(昭和五十四年秋田県規則第二十四号)の一部を次のように改正する。

様式第一号から様式第十三号まで中「秋田県知事 様」を「(あて先)秋田県知事」に改める。

(秋田県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則)

第五十八条 秋田県農業改良資金貸付規則(昭和三十一年秋田県規則第五十号)の一部を次のように改正する。

様式第一号、様式第三号、様式第四号、様式第六号、様式第八号及び様式第九号中「秋田県知事 様」を「(あて先)秋田県知事」に改める。

(秋田県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則)

第五十九条 秋田県農業近代化資金利子補給規則(昭和三十七年秋田県規則第四号)の一部を次のように改正する。

様式第一号及び様式第三号中「秋田県知事 様」を「(あて先)秋田県知事」に改める。

(農業倉庫業法施行細則の一部を改正する規則)

第六十条 農業倉庫業法施行細則(平成十年秋田県規則第七号)の一部を次のように改正する。

様式第一号から様式第四号まで中「秋田県知事 様」を「(あて先)秋田県知事」に改める。

(秋田県家畜保健衛生所の使用等に関する規則の一部を改正する規則)

第六十一条 秋田県家畜保健衛生所の使用等に関する規則(昭和三十二年秋田県規則第四十三号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「 秋田県保健衛生所 様」を「(あて先) 秋田県保健衛生所」に改める。

(秋田県種畜の貸付け及び種畜等の譲渡に関する規則の一部を改正する規則)

第六十二条 秋田県種畜の貸付け及び種畜等の譲渡に関する規則(昭和三十五年秋田県規則第四十五号)の一部を次のように改正する。

様式第一号から様式第四号まで及び様式第六号から様式第十一号まで中「秋田県知事 様」を「(あて先)秋田県知事」に改める。

(家畜改良増殖法施行細則の一部を改正する規則)

第六十三条 家畜改良増殖法施行細則(昭和二十六年秋田県規則第十一号)の一部を次のように改正する。

様式第一号及び様式第三号から様式第五号まで中「秋田県知事 様」を「(あて先)秋田県知事」に改める。

様式第六号及び様式第七号中「 様」を「(あて先)」に改める。

様式第八号から様式第十四号まで中「秋田県知事 様」を「(あて先)秋田県知事」に改める。

(秋田県養ほう振興法施行細則の一部を改正する規則)

第六十四条 秋田県養ほう振興法施行細則(昭和三十一年秋田県規則第九号)の一部を次のように改正する。

様式第一号及び様式第二号中「秋田県知事 森」を「(あて先) 秋田県知事」に改める。

(秋田県国営土地改良事業負担金徴収条例施行規則の一部を改正する規則)

第六十五条 秋田県国営土地改良事業負担金徴収条例施行規則(昭和三十九年秋田県規則第五十号)の一部を次のように改正する。

様式第二号中「秋田県知事 森」を「(あて先) 秋田県知事」に改める。

(秋田県漁船法施行細則の一部を改正する規則)

第六十六条 秋田県漁船法施行細則(昭和二十六年秋田県規則第二十六号)の一部を次のように改正する。

様式第五号、様式第六号、様式第八号及び様式第九号中「秋田県知事 森」を「(あて先) 秋田県知事」に改める。

(秋田県港魚市場使用条例施行規則の一部を改正する規則)

第六十七条 秋田県港魚市場使用条例施行規則(昭和三十五年秋田県規則第二十九号)の一部を次のように改正する。

様式第一号及び様式第三号中「秋田県知事 森」を「(あて先) 秋田県知事」に改める。

(漁港漁場整備法の規定に基づく許可等に関する規則の一部を改正する規則)

第六十八条 漁港漁場整備法の規定に基づく許可等に関する規則(昭和四十八年秋田県規則第四十号)の一部を次のように改正する。

様式第一号から様式第十一号まで中「秋田県知事 森」を「(あて先) 秋田県知事」に改める。

(秋田県県営治山事業施行規則の一部を改正する規則)

第六十九条 秋田県県営治山事業施行規則(昭和三十七年秋田県規則第三十一号)の一部を次のように改正する。

様式第二号中「秋田県知事 森」を「(あて先) 秋田県知事」に改める。

(秋田県県営林道事業分担金徴収条例施行規則の一部を改正する規則)

第七十条 秋田県県営林道事業分担金徴収条例施行規則(昭和五十二年秋田県規則第十六号)の一部を次のように改正する。

様式第一号及び様式第二号中「森」を「森」に改める。

様式第三号中「秋田県知事 森」を「(あて先) 秋田県知事」に改める。

様式第四号中「森」を「森」に改める。

様式第五号中「秋田県知事 森」を「(あて先) 秋田県知事」に改める。

様式第六号中「森」を「森」に改める。

(林業種苗法施行細則の一部を改正する規則)

第七十一条 林業種苗法施行細則(昭和四十六年秋田県規則第五号)の一部を次のように改正する。

様式第一号から様式第三号まで中「秋田県知事 森」を「(あて先) 秋田県知事」に改める。

(秋田県職業訓練手当支給規則の一部改正)

第七十二条 秋田県職業訓練手当支給規則(昭和四十一年秋田県規則第四十八号)の一部を次のように改正する。

様式第一号から様式第一号の三まで、様式第三号及び様式第四号中「秋田県知事 森」を「(あて先) 秋田県知事」に改める。

(秋田県立職業能力開発校規則の一部改正)

第七十三条 秋田県立職業能力開発校規則(昭和五十一年秋田県規則第二十号)の一部を次のように改正する。

様式第一号及び様式第二号中「秋田県立 技術専門校 森」を「(あて先) 秋田県立 技術専門校」に改める。

(職業訓練センター規則の一部改正)

第七十四条 職業訓練センター規則(昭和四十九年秋田県規則第四十七号)の一部を次のように改正する。

様式第一号及び様式第三号中「秋田県立秋田技術専門校 森」を「(あて先) 秋田県立秋田技術専門校」に改める。

(秋田県職場適応訓練委託規則の一部改正)

第七十五条 秋田県職場適応訓練委託規則(昭和三十八年秋田県規則第五十号)の一部を次のように改正する。

様式第三号、様式第七号、様式第九号及び様式第十二号から様式第十四号まで中「秋田県知事 森」を「(あて先) 秋田県知事」に改める。

(開発行為等の規制に関する規則の一部改正)

第七十六条 開発行為等の規制に関する規則(昭和四十六年秋田県規則第十二号)の一部を次のように改正する。

様式第三号、様式第四号、様式第八号、様式第九号、様式第十一号及び様式第十二号中「秋田県知事 森」を「(あて先) 秋田県知事」に改める。

(秋田県屋外広告物条例施行規則の一部改正)

第七十七条 秋田県屋外広告物条例施行規則(昭和四十九年秋田県規則第十五号)の一部を次のように改正する。

様式第一号から様式第三号まで、様式第六号の二、様式第七号から様式第十四号まで及び様式第十六号から様式第

十八号まで中「秋田県知事 様」を「(あて先) 秋田県知事」に改める。

(風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則の一部改正)

第七十八条 風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則(昭和四十五年秋田県規則第三十六号)の一部を次のように改正する。

様式第一号、様式第八号及び様式第十号中「秋田県知事(秋田市長) 様」を「(あて先) 秋田県知事(秋田市 長)」に改める。

(秋田県十和田湖公共下水道条例施行規則の一部改正)

第七十九条 秋田県十和田湖公共下水道条例施行規則(平成三年秋田県規則第十六号)の一部を次のように改正する。

様式第一号、様式第二号、様式第四号及び様式第六号から様式第十二号まで中「秋田県知事 様」を「(あて先) 秋田県知事」に改める。

(海岸法施行細則の一部改正)

第八十条 海岸法施行細則(昭和四十年秋田県規則第三十四号)の一部を次のように改正する。

様式第一号から様式第七号まで中「秋田県知事 様」を「(あて先) 秋田県知事」に改める。

(砂防法施行細則の一部改正)

第八十一条 砂防法施行細則(平成十五年秋田県規則第十八号)の一部を次のように改正する。

様式第一号から様式第十号まで中「秋田県知事 様」を「(あて先) 秋田県知事」に改める。

(地すべり等防止法施行細則の一部改正)

第八十二条 地すべり等防止法施行細則(昭和三十三年秋田県規則第四十四号)の一部を次のように改正する。

様式第一号から様式第六号まで中「秋田県知事 様」を「(あて先) 秋田県知事」に改める。

(急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行細則の一部改正)

第八十三条 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行細則(昭和四十四年秋田県規則第四十一号)の一部を次のように改正する。

様式第二号から様式第五号まで中「秋田県知事 様」を「(あて先) 秋田県知事」に改める。

(秋田県港湾施設特別利用料徴収条例施行規則の一部改正)

第八十四条 秋田県港湾施設特別利用料徴収条例施行規則(昭和五十二年秋田県規則第十九号)の一部を次のように改正する。

様式第一号及び様式第二号中「秋田県知事 様」を「(あて先) 秋田県知事」に改める。

(秋田県港湾区域内及び港湾隣接地域内における行為の規制等に関する条例施行規則の一部改正)

第八十五条 秋田県港湾区域内及び港湾隣接地域内における行為の規制等に関する条例施行規則(昭和四十年秋田県規則第三十三号)の一部を次のように改正する。

様式第一号から様式第五号まで中「秋田県知事 様」を「(あて先) 秋田県知事」に改める。

(建築基準法施行細則の一部改正)

第八十六条 建築基準法施行細則(昭和四十七年秋田県規則第四十四号)の一部を次のように改正する。

様式第五号、様式第六号、様式第九号及び様式第十号中「秋田県知事 様」を「(あて先) 秋田県知事」に改める。

(長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部改正)

第八十七条 長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則(平成二十一年秋田県規則第三十九号)の一部を次のように改正する。

様式第一号から様式第四号まで中「秋田県知事 様」を「(あて先) 秋田県知事」に改める。

(建築士法施行細則の一部改正)

第八十八条 建築士法施行細則(昭和二十五年秋田県規則第二十九号)の一部を次のように改正する。

様式第一号、様式第三号から様式第八号まで及び様式第十号から様式第十四号まで中「秋田県知事 様」を「(あて先) 秋田県知事」に改める。

(宅地建物取引業法施行細則の一部改正)

第八十九条 宅地建物取引業法施行細則(昭和五十三年秋田県規則第六十五号)の一部を次のように改正する。

様式第一号から様式第七号まで及び様式第十号中「秋田県知事 様」を「(あて先) 秋田県知事」に改める。

(秋田県庁舎管理規則の一部改正)

第九十条 秋田県庁舎管理規則(昭和二十五年秋田県規則第八号)の一部を次のように改正する。

様式第三号中「秋田県庁舎管理課長 様」を「(あて先) 秋田県庁舎管理課長」に改める。

(秋田県高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則)

第九十一条 秋田県高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸与条例施行規則(昭和五十年秋田県規則第八号)の一部を次のように改正する。

様式第一号及び様式第五号から様式第十六号まで中「秋田県知事 様」を「(あて先) 秋田県知事」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(規則で定める様式における敬称の取扱いに関する規則の廃止)

- 2 規則で定める様式における敬称の取扱いに関する規則(昭和五十三年秋田県規則第五十九号)は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この規則による改正前の本則に規定する規則に定める様式により作成された用紙は、当分の間、所要の調整をして使用する事ができる。

告 示

秋田県告示第299号

生活保護法(昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。)第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定に基づき、告示する。

平成22年6月18日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	廃止年月日
橋本薬局	橋本 英樹	横手市雄物川町今宿字今宿55番地	平成22年4月30日
池田薬局マカベ調剤店	有限会社メディコス 代表取締役	由利本荘市川口字家後150-1	平成22年3月31日
小松医院	小松 眞悦	由利本荘市東由利老方字老方14	平成22年5月31日

秋田県告示第300号

生活保護法(昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。)第49条の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定に基づき、告示する。

平成22年6月18日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	サービスの種類	指定年月日
にしき歯科クリニック	鈴木 聡太郎	仙北市西木町門屋字道目木319-2	歯科、矯正 歯科、小児 歯科、歯科 口腔外科	平成22年5月1日
株式会社橋本薬局	株式会社橋本薬局 代表取締役	横手市雄物川町今宿字今宿55番地	調剤薬局	平成22年5月1日
菅原眼科医院	医療法人昂明会 理事長	能代市柳町4番3号	眼科	平成22年5月10日
池田薬局マカベ調剤店	池田薬品商事株式会社 代表取締役	由利本荘市川口字家後150-1	調剤薬局	平成22年4月1日
佐藤歯科クリニック	佐藤 政紀	大仙市太田町横沢字久保関北731	歯科、矯正 歯科、小児 歯科、歯科 口腔外科	平成22年1月6日
ヘルシークラブ 大館市立病院前薬局	メディック株式会社 代表取締役	大館市幸町2-21	調剤薬局	平成22年4月1日

秋田県告示第301号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から変更の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定に基づき、告示する。

平成22年6月18日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

名 称	開設者氏名 又は名称	所 在 地	変更事項		変更年月日
			変更前	変更後	
厚生連北秋訪問看護ステーション	秋田県厚生農業協同組合連合会 代表理事	北秋田市下杉字上 清水沢16-29	北秋田市花園町10 - 5	北秋田市下杉字上 清水沢16-29	平成22年4月1日
厚生連鹿角訪問看護ステーション	秋田県厚生農業協同組合連合会 代表理事	鹿角市花輪字向畑 18番地	鹿角市花輪字八正 寺13番地	鹿角市花輪字向畑 18番地	平成22年5月1日

秋田県告示第302号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。）第54条の2第1項の規定により、介護扶助及び介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定に基づき、告示する。

平成22年6月18日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	サービスの種類	指定年月日
東成瀬村デイサービスセンターなるせ	社会福祉法人 雄勝福祉会 理事長	雄勝郡東成瀬村岩井川字東 村72番地	通所介護、 介護予防通 所介護	平成22年4月1日
グループホーム長根山	株式会社タクト 代表取締役	大館市東台六丁目4番17号	認知症対応 型共同生活 介護、介護 予防認知症 対応型共同 生活介護	平成22年4月1日
小規模多機能型 東台	株式会社タクト 代表取締役	大館市東台六丁目4番17号	小規模多 機能型居宅 介護、介護 予防小規模 多機能型居 宅介護	平成22年4月1日
デイサービスセンターさくら	社会福祉法人 横手福祉会 理事長	横手市駅前町14番9号	通所介護、 介護予防通 所介護	平成22年4月1日
ショートステイさくら	社会福祉法人 横手福祉会 理事長	横手市駅前町14番9号	短期入所生 活介護、介 護予防短期 入所生活介 護	平成22年4月1日
特別養護老人ホームさくら	社会福祉法人 横手福祉会 理事長	横手市駅前町14番9号	地域密着型 介護老人福 祉施設	平成22年4月1日
植える花夢あかつき楽々ステーション	植える花夢あかつき株式会社 代表取締役	仙北郡美郷町本堂城回字新 谷尻202-3	福祉用具貸 与、介護予 防福祉用具 貸与	平成22年5月1日
植える花夢あかつき楽々ステーション	植える花夢あかつき株式会社 代表取締役	仙北郡美郷町本堂城回字新 谷尻202-3	特定福祉用 具販売、特 定介護予防 福祉用具販 売	平成22年5月1日

訪問介護パワフル	有限会社宝寿会 取締役	仙北郡美郷町土崎字厨川131	訪問介護、 介護予防訪問 介護	平成22年5月16日
えがお介護センターひび き愛	株式会社 えがお 代表 取締役	大仙市大曲花園町21番19号	小規模多機 能型居宅介 護、介護予 防小規模多 機能型居宅 介護	平成22年4月16日
広青苑通所介護事業所	社会福祉法人 五城目や まゆり会 理事長	南秋田郡五城目町上樋口字 樽沢137番地	介護予防通 所介護	平成22年5月1日

秋田県告示第303号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関から変更の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定に基づき、告示する。

平成22年6月18日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

名 称	開設者氏名 又は名称	所 在 地	変 更 事 項		サービスの 種類	変更年月日
			変更前	変更後		
居宅介護支援 事業所さわや かサポート	合同会社 さ わやかサポ ート 代表社員	横手市十文字 町字十文字88 番1	横手市十文字 町字西下1- 18 ハウスフ ジクラ4号 棟	横手市十文字 町字十文字88 番1	居宅介護支 援事業	平成22年5月1日
厚生連鹿角訪 問看護ステー ション	秋田県厚生農 業協同組合連 合会 代表理 事理事長	鹿角市花輪字 向畑18番地	鹿角市花輪字 八正寺13番地	鹿角市花輪字 向畑18番地	訪問看護	平成22年5月1日
秋田県厚生連 鹿角指定居宅 介護支援事業 所	秋田県厚生農 業協同組合連 合会 代表理 事理事長	鹿角市花輪字 向畑18番地	鹿角市花輪字 八正寺13番地	鹿角市花輪字 向畑18番地	居宅介護支 援事業	平成22年5月1日
かづの厚生病 院通所リハビ リテーション	秋田県厚生農 業協同組合連 合会 代表理 事理事長	鹿角市花輪字 向畑18番地	秋田県厚生連 鹿角組合総合 病院通所リハ ビリテーション	かづの厚生病 院通所リハビ リテーション	通所リハビ リテーション、 介護予防通 所リハビ リテー ション	平成22年5月1日
北秋田市民病 院	北秋田市長	北秋田市下杉 字上清水沢16 -29	北秋中央病院	北秋田市民病 院	訪問リハビ リテーショ ン、居宅療 養管理指導	平成22年4月1日
デイサービス ふるさと通所 介護事業所	デイサービス ふるさと株 式有限会社 代表取締役	仙北市田沢湖 角館東前郷字 杉林171-3	仙北市田沢湖 角館東前郷字 杉林172-1	仙北市田沢湖 角館東前郷字 杉林171-3	通所介護、 介護予防通 所介護	平成22年7月1日

秋田県告示第304号

農林水産大臣から次の森林を保安林予定森林とする旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定に基づき、告示する。

平成22年6月18日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 保安林予定森林の所在場所 横手市山内黒沢字瀬野ヶ台150
- 2 指定の目的 水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種を定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林整備課、平鹿地域振興局農林部及び横手市役所に備え置いて縦覧に供する。)

秋田県告示第305号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)附則第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

平成22年6月18日

秋田県知事 佐竹 敬久

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

三井住友ファイナンスアンドリース株式会社 代表取締役 石田 浩二
東京都港区西新橋三丁目9番4号

(2) 大規模小売店舗の名称及び所在地

アクロス本荘
由利本荘市東梵天144

(3) 変更しようとする事項

ア 小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(ア) 変更前

株式会社たけや製パン

開店時刻 午前5時 閉店時刻 午後10時

株式会社キタムラ

開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後7時

株式会社ケーズホールディングス

開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後8時

株式会社ツルハ

開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後8時

株式会社チヨダ

開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後8時

(イ) 変更後

株式会社たけや製パン

開店時刻 午前7時 閉店時刻 午後11時

株式会社キタムラ

開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後7時

株式会社ケーズホールディングス

開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後8時

株式会社ツルハ

開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後11時

株式会社チヨダ

開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後8時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(ア) 変更前

株式会社たけや製パン

午前4時30分から午後10時30分まで

株式会社キタムラ
午前9時30分から午後7時30分まで
株式会社ケーズホールディングス
午前9時30分から午後8時30分まで
株式会社ツルハ
午前9時30分から午後8時30分まで
株式会社チヨダ
午前9時30分から午後8時30分まで

(イ) 変更後

株式会社たけや製パン
午前6時30分から午後11時30分まで
株式会社キタムラ
午前6時30分から午後11時30分まで
株式会社ケーズホールディングス
午前6時30分から午後11時30分まで
株式会社ツルハ
午前6時30分から午後11時30分まで
株式会社チヨダ
午前6時30分から午後11時30分まで

(4) 変更する年月日

平成22年6月1日

2 届出年月日

平成22年5月31日

3 関係書類の縦覧場所及び期間

(1) 縦覧場所

秋田県庁舎1階 県政情報資料室
由利本荘市役所 商工観光部 商工振興課

(2) 縦覧期間

平成22年6月18日から同年10月18日まで

4 意見書の提出先

秋田市山王三丁目1番1号 秋田県産業労働部商業貿易課

5 意見書に添付する書面に記載すべき事項

- (1) 意見を述べる者の氏名及び住所
- (2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見を述べる理由

秋田県告示第306号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成22年6月18日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 処分をした年月日

平成22年6月10日

2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

有限会社夢工場
雄勝郡羽後町字三輪25番地5
代表取締役 布 目 貞 義
秋田県知事許可（般-19）第80464号

3 処分の内容

建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業許可の取り消し

4 処分の原因となった事実

平成22年6月8日付けで建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事

業及び内装仕上工事業に係る廃業等の届出があった。
このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

公 告

県が設置する公の施設の指定管理者を次のとおり募集する。

平成22年6月18日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 公の施設の概要

(1) 名称

秋田県森林学習交流館

(2) 所在地

秋田県秋田市河辺戸島字上祭沢38番地4

(3) 設置目的

森林・林業に関する学習及び研修の機会を提供するとともに、林業従事者等の交流を促進し、県民の森林及び林業に関する意識の高揚を図り、もって本県林業の振興に資することを目的とする。

(4) 主な施設

学習展示室、視聴覚室、会議室、学習交流の森、宿泊室、レストラン

(5) 規模等

鉄筋コンクリート地上3階建 延床面積4,630㎡ 敷地面積196,400㎡

2 指定管理者に行わせる管理業務

(1) 使用の許可、使用の許可の取り消し並びに使用制限及び停止に関する業務

(2) 施設及び設備の維持管理に関する業務

(3) 森林及び林業の学習に関する業務

(4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、秋田県森林学習交流館（以下「学習交流館」という。）の管理に関し知事が必要と認める業務

3 管理を行わせる期間

平成23年4月1日から平成28年3月31日まで（予定）

4 申請する団体に必要な資格等

(1) 申請する団体に必要な資格

ア 県内に事務所等を有する法人その他の団体であること。

イ 複数の団体が共同事業体を構成して申請する場合は次による。

(ア) 構成団体の全てが申請資格要件を満たす必要がある。

(イ) 共同事業体の構成団体が、単体又は他の共同事業体の構成団体となって申請することはできません。

(ウ) 共同事業体として申請する場合は、必ず代表となる団体を決定していただくとともに、協定締結の際は、共同事業体の構成団体全てを一括して協定の相手方とする。

(エ) 指定管理者の候補者の選定後の協議は、代表団体を中心に行うこととなりますが、協定に関する責任は共同事業体の構成団体全てが負うことになる。

(2) 申請することができない団体

ア 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により、県が設置する公の施設の指定管理者の指定を取り消され、その取り消しの日から起算して2年を経過しない団体

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当する団体でその事実があった後2年を経過していないもの（同項各号のいずれかに該当する者でその事実があった後2年を経過していないものを代理人、支配人その他の使用人として使用する団体を含む。）

ウ 申請の日において現に県の指名停止措置を受けている団体

エ 申請の日において破産手続、再生手続又は更正手続が開始されている団体

オ 秋田県税並びに法人税、消費税及び地方消費税を滞納している団体

カ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成委員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある団体

5 申請の手続

(1) 指定管理者の指定を受けようとする団体は、申請書に次に掲げる書類を添えて提出すること。

ア 指定期間に係る年度ごとの当該施設の管理に係る事業計画書及び収支予算書

- イ 定款若しくは寄附行為及び法人の登記事項証明書又はこれらに準ずる書類
- ウ 申請の日の属する事業年度の前2事業年度に係る事業活動の概要を記載した書類、収支決算書、損益計算書、利益処分計算書及び貸借対照表又はこれらに準ずる書類
- エ 申請の日の属する事業年度の収支予算関係書類
- オ 組織及び運営に関する事項を記載した書類（団体の組織図や業務執行体制等がわかるもの及び就業規則又はこれに準ずる書類）
- カ 類似施設における業務実績を記載した書類
- キ 秋田県税並びに法人税、消費税及び地方消費税について滞納がないことの証明書（申請提出日前1か月以内に交付されたもの）
- ク その他知事が必要と認める書類

(2) 提出場所

郵便番号010-8570 秋田市山王四丁目1番1号
秋田県農林水産部森林整備課水と緑ふれあい班（電話番号018-860-1741）

(3) 提出期限

平成22年8月6日（金）午後5時15分
なお、提出期限後における申請書又は添付書類の変更又は追加は、認めない。

6 選定の方法、基準及び時期

- (1) 農林水産部指定管理者（候補者）選定委員会において、次に掲げる基準に照らし最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定する。
 - ア 県民の平等な利用が確保されること。
 - イ 学習交流館の設置目的が効果的に達成されること。
 - ウ 効率的な管理が行われること。
 - エ 適正かつ確実な管理を行う能力を有すること。
 - オ アからエまでに掲げるもののほか、学習交流館の設置の目的又は性質に応じ、知事が必要と認めて定める基準
- (2) 選定は、平成22年9月下旬（予定）に行い、その結果については、書面により速やかに通知する。

7 募集期間及び募集要項の交付

平成22年6月21日（月）から同年8月6日（金）まで（秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する休日を除く）の午前8時30分から午後5時15分までとする。
なお、交付は5(2)に掲げる場所とし、郵送で交付を求める場合は、140円切手を貼った返信用封筒を同封すること。

8 説明会

(1) 日時及び場所

- ア 日 時
平成22年7月1日（木） 午後1時30分から
- イ 場 所
秋田県秋田市河辺戸島字上祭沢38番地4
秋田県森林学習交流館 視聴覚室（TEL 018-882-4811）

(2) その他

説明会への参加を希望する団体は、事前に9(5)に連絡すること。

9 その他

- (1) 指定管理者の候補者の選定に当たり、申請者に対して、申請書及び添付書類の内容について説明を求めることがある。
- (2) 指定管理者の候補者を、県議会の議決を経て、指定管理者として指定する。
- (3) 県は、指定管理者による業務実施状況について確認を行うものとし、その結果について公表するとともに、指定管理者に必要な指示をすることがある。
- (4) 詳細は募集要項による。
- (5) 問い合わせ先
秋田県農林水産部森林整備課水と緑ふれあい班（電話番号018-860-1741）

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定に基づき、公告する。

平成22年6月18日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 入札に付する事項

- (1) 入札の件名
輸送機設計人材育成用機器の整備に伴う賃貸借
- (2) 借入物品の名称及び数量
3次元CADソフト等及びこれを動作させるワークステーション機器 5式
- (3) 借入物品の仕様等
入札説明書及び仕様書による。
- (4) 契約期間
平成22年8月1日から平成27年7月31日まで
- (5) 借入物品の設置場所
別途指定する場所

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 当該入札に係る入札説明書の交付を受けていること。
- (3) 仕様書の定める調達機器等及びこれに付随するサービス体制を一括して提供できること。

3 契約条項を示す場所及び日時等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
郵便番号010-8572 秋田市山王三丁目1番1号
秋田県産業労働部地域産業振興課技術振興班
(電話番号018-860-2246)
- (2) 契約条項を示す期間、入札説明書及び仕様書の交付期間
秋田県の休日を定める条例(平成元年秋田県条例第29号)第1条第1項に規定する県の休日を除き、平成22年6月18日(金)から同月28日(月)までの期間、随時提示または交付する。

4 入札執行の場所及び日時

秋田県庁第二庁舎5階 53会議室
平成22年6月30日(水)午後1時30分

5 入札保証金に関する事項

秋田県財務規則(昭和39年秋田県規則第4号。以下「財務規則」という。)第160条から第163条までに規定するところによる。

6 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札の方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札の無効
財務規則第166条に規定するところによる。
- (4) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同額の入札をした者が2人以上あるときは、くじにより決定する。
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 提出書類等
入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要資料等を提出すること。
- (7) その他
詳細は、入札説明書による。

選挙管理委員会告示

秋田選挙区第14回補選

公職選挙法執行規程の1部を改正する規程をリリに公布する。

平成二十二年六月十八日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

公職選挙執行規程の一部を改正する規程

公職選挙執行規程（昭和三十四年秋選挙告示第二号）の一部を、次のように改正する。

別表第一中

老人保健施設医療法人 人徳慧会勝平苑	秋田市新屋北浜町二十一番十号	を削り、
-----------------------	----------------	------

鹿角組合総合病院	鹿角市花輪字八正寺十三番地	を
----------	---------------	---

かつの厚生病院	鹿角市花輪字向畑十八番地	に改める。
---------	--------------	-------

別表第二中

特別養護老人ホーム 八橋	秋田市八橋一丁目二番四号	を
-----------------	--------------	---

特別養護老人ホーム 八橋	秋田市八橋一丁目二番四号	に改める。
介護付有料老人ホーム ムグリーン	秋田市外旭川字三後田百八十四番地	

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

公 安 委 員 会 告 示

秋田県公安委員会告示第65号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定による猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を実施するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定に基づき、公表する。

平成22年6月18日

秋田県公安委員会委員長 伊 藤 辰 郎

- 1 実施年月日
平成22年7月30日（金） 午前9時から午後4時30分まで
- 2 実施場所
秋田市山王五丁目9番6号 警察共済組合秋田県宿泊所 ふきみ会館
- 3 講習科目及び講習時間数
猟銃及び空気銃の所持に関する法令並びに猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱いについて5時間実施する。
- 4 受講定員
40人
- 5 受講申込みに必要な書類
 - (1) 受講申込書 2通
 - (2) 写真 2枚
写真は、受講申込書を提出する前6か月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真で大きさが3センチメートル四方のものとする。
なお、郵送による申込みは、受け付けない。
- 6 受講申込み等

- (1) 申込用紙の交付
各受付場所において交付する。
 - (2) 受付期間
日曜日、土曜日及び休日（国民の休日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日をいう。）を除き、平成22年6月18日（金）から同年7月23日（金）までの午前8時30分から午後5時まで。ただし、定員40人で締め切る。
 - (3) 受付場所
住所地を管轄する県内の各警察署
- 7 講習手数料
6,800円
受講申込書を提出する際、秋田県証紙により納付すること。
- 8 その他
- (1) 講習終了後考査を行い、講習に係る事項を修得したと認められる者に対し、講習修了証明書を交付する。
 - (2) 講習について不明の点は、秋田県警察本部生活安全部生活環境課危険物対策係（電話018-863-1111内線3168）又は県内の各警察署生活安全係（秋田中央警察署にあっては生活環境係）に問い合わせること。

発行者	秋 田 県	秋田市山王四丁目1番1号
購読料金	一ヶ月 3,675円(税込み)	
印刷所	株式会社 松原印刷社	秋田市山王七丁目5番29号 電話：018-862-8766 FAX：018-863-0005 URL http://www.matsubarainsatsu.co.jp/
印刷者	松原 繁雄	秋田市山王七丁目5番29号